

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会
放射性廃棄物ワーキンググループ（旧放射性廃棄物小委員会）
第10回会合

日時 平成26年3月14日（金）16：00～17：50

場所 経済産業省本館17階 第1・2共用会議室

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

定刻になりましたので、ただいまより第10回放射性廃棄物ワーキングを開催したいと思います。本日もご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げます。では、まず最初に事務局より資料の確認等、事務的な手続を説明させていただきます。

本日は、議事次第、そして委員名簿、また資料として資料1「中間とりまとめ（案）」をお配りしております。ご確認いただければと思います。

なお、2月14日に開催されました前回の第9回ワーキングの議事録につきましては、委員皆様の確認がとれ次第、送付をさせていただいて公表したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

このほか、今日は参考資料として、ホームページ上で受け付けております国民の皆様からのご意見もお配りしております。また、意見書としまして寿楽委員と伴委員からそれぞれペーパーでいただいておりますので、あわせて資料の後ろにとじさせていただきます。この点もあわせてご確認いただければと思います。

参考資料集を各委員の卓上に置かせていただいております。取り扱いは従前同様とさせていただきます。

資料の過不足等ありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

次に、委員の出席状況でございますけれども、本日は小林委員、西川委員がご欠席となっております。西川委員につきましては代理といたしまして、石塚副知事にご出席をいただく予定となっております。30分ほど遅れてお見えになります。また、崎田委員、高橋委員は1時間程度遅れるというふう聞いております。いずれにしましても定足数を満たしておりますので、会議を始めたいと思います。

それでは、以後の議事進行につきましては増田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○増田委員長

それでは、お手元の議事次第に従って、会議のほうは進めてまいりたいと思います。

今日の会議ですが、16時から18時を予定しております。よろしくお願いいたします。

議題ですけれども、今回はこれまで本ワーキンググループにおいてご審議をいただいた内容について、「中間とりまとめ（案）」として事務局のほうで整理をしていただきました。皆さん方に事前に配付をしてございますが、これについてご議論いただきたいと思っております。

ワーキンググループになって今日で10回目ということで、これまで9回議論しました。その前に、名前が違ってまして小委員会だったかと思いますが、そこでも議論していましたので、かなり回数をこれまで重ねてきましたので、これまでの議論の蓄積を、この段階で取りまとめ案としてまとめるという作業が、今日の議題であります。皆さん方のご協力をどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

初めに、事務局のほうから資料1の放射性廃棄物ワーキングの中間とりまとめの案について、内容をご説明していただきます。伊藤室長から20分ぐらいで説明をしてもらって、その後、質疑ということにしたいと思っております。

それでは、お願いします。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

では、資料1に基づきましてご説明をいたします。

1ページおめくりいただいて、目次とあります。この中で、3ポツ、4ポツ、5ポツがそれぞれこのワーキングで議論となってきました論点B、A、そしてD、そしてC、こういった順番でまとめております。その上でこのワーキングとしての議論の立脚点となる「はじめに」という文章、そして最後に所感、総取りまとめということで、若干その感じとり方も含めてまとめさせていただきますと、そういった全体の構成になっております。

その次に委員名簿、また議論の経緯、このワーキングで使われてきた参考資料と、これを公表していく、まとめていくに当たって、より読み手にとってあったほうが望ましいと考えられるデータを参考資料集という形でおつけております。全体の構成はそうようになっております。

2ページでございます。これは今申し上げたように、本ワーキングの位置づけということであります。左肩に書いてある数字は行数をあらわします。行数を用いながら説明していきます。

まず4行目、廃棄物処理処分の問題は、廃棄物を生み出した世代がみずから責任を持って解決していくということだと思います。

8行目、持ち得る限りの叡智を絞って解決に向けて道筋をつける、これが我々の使命だというふうに思います。

したがって、14行目以降ですが、10年以上を経た現在においても目途が立っていない現況や東

日本大震災という未曾有の惨禍を経験したことを踏まえて、18行目、何が根本的な課題なのかを追求する、今まさにそれを検討しなければいけないと考えているということです。

21行目から22行目、とりわけ制度という面から見ますと、最終処分に関する基本方針や処分計画、これらをしっかりと見直していくということだろうと思います。

したがって、23行目の一番最後、昨年5月以降、これまで計12回にわたって、専門家による審議を実施してきました。審議を通じて最終処分方法、政策、こういったものに係るこれまでの国内外の検討経緯を改めて整理してきました。加えまして、海外の専門家の招聘も行いました。このようにして専門家の皆様による多様なご議論をいただけてきました。

この検討経緯、趣旨、目的を踏まえまして、主に論点となった事項を以下の通り示すと結んでおります。

次のページからが2ポツ、取り組みの現状と課題であります。分量がありますので少し省略しながらご説明します。ご了解いただければと思います。

まず1つ目、枠組みの構築ということで、4行目、商業用原子炉が運転を開始された66年から、多様な方策について研究をしてきました。特に1976年の原子力委員会において、「当面地層処分に重点をおき研究開発を進める」とされて以降、7行目、地層処分の実現可能性について、核燃料サイクル開発機構を中心に、10行目にかけてですが、「我が国でも地層処分が実現可能である」といったような評価に至ってきているという歴史であります。

また、12行目、こういった技術的な検討と並行して、98年に原子力委員会で制度的な枠組みに関する基本的な考え方が示されて、00年に法律が制定されると、以下、法律の概要、そして方針、計画の中身、経緯について記述しております。

(2)、2つ目、34行目、これまでの取り組み、主な取り組みですけれども、一つはNUMOの取り組みとして、2002年より全国の市町村を対象に最終処分場の立地に向けた文献調査の公募を開始するとともに、全国内で地点ごとに、さまざまな広報活動を通じての理解醸成といった取り組みを行ってきたということでもあります。

4ページの頭、国においても同様な取り組みを、国の政策の観点から行うとともに、4行目、また地域支援措置についても制度の整備などの取り組みを行ってきたということでもあります。

8行目、こういった中で、全国で初めて高知県の東洋町から文献調査の応募が2007年1月にありました。しかし、賛否を巡る論争に発展し、4月の町長選挙を経て応募が取り下げられました。その後、こういった反省、課題も踏まえながら、一旦、この総合資源エネルギー調査会の原子力部会、放射性廃棄物小委員会で応募を受け付けるのみならず、国から文献調査を申し入れること等の対策をまとめた提言がなされて、制度改正などを行っているということでもあります。

(3)、一方、海外では、16行目、30年以上にわたって悩みながら処分地選定プロセスを進めてきました。18行目以下ですが、フィンランド、スウェーデン、こういった国においても、19行目、経験を積み重ねながら、その都度、見直しつつ取り組みを前に進めています。オルキオト、フォルスマルク、そういった具体的な処分地の建設に向けて現在安全審査等を実施している段階でありますし、フランスにおいても、26行目、ビュールの深地層研究所の近傍を処分地とする方向で、現在その是非について公共的討議を行っているところです。

他方、28行目、米国、ドイツなどは、31行目、地元の反対や政権交代による政策の見直し等により計画を中止し、新たな処分地選定に向けたプロセスの見直しを行っています。

このように、33行目ですが、いずれの国においても経験を積み重ねながら、取り組みを進めていると、そういった流れかと思えます。

5 ページ目、日本学術会議及び原子力委員会からの提言でございます。

4 行目後半、12年9月に、日本学術会議から原子力委員会に対して回答がなされています。その回答の内容もこの審議会の資料で既に出ささせていただいておりますが、主に原子力政策についての社会的合意を得た上で、最終処分地選定に向けた合意形成に取り組むべきであるとして、9 行目、具体的には以下の提言、10行目から18行目、4つ並べさせていただいております。これは審議会で使ってきた資料から抜粋させていただいております。暫定保管、それから総量管理、多段階の合意形成の手续、こういった主な論点というのがあったと思えます。

そして20行目、これを受けて原子力委員会が、12年12月に見解を取りまとめて、今後の政府が取り組むべき方向性を提示しています。これも4点にまとめています。24行目は科学的知見に基づいて、地層処分の安全性については定期的に確認していく。26行目、可逆性・回収可能性を考慮した段階的アプローチ。29行目、原子力・核燃料サイクル政策に応じた放射性廃棄物の種類、処分場規模について、選択肢を示してと、31行目、立地自治体を初めとするステークホルダー、実施主体が協働する仕組みの整備など、国が前面に出る姿勢を明らかにすべきということであります。

36行目、ただ、この高レベル放射性廃棄物の最終処分に道筋が立っていないということを理由にして、原子力政策の方向性を議論するというだけでも必ずしもなくて、最終処分に道筋を立てなければ一方で国民に不利益をもたらすという現状もありますので、現に差し迫っているこの危機に応じていくのも一方で責務だろうというふうに考えているとここ帰結にしています。

次の6 ページ、そういったことから、5 行目ですが、これまでの最終処分に向けた取り組みを抜本的に見直す検討を行ったということです。

次、7 ページ以降です。ここでは、3 ポツとして、論点Bと、それから最後(5)のところは

論点Aを盛り込んだ内容となっています。

まず1点目、基本的考え方。6行目、人的管理によらない「最終処分」を可能な限り目指すことと、7行目、具体的に進めていくことが必要であると、他方で、最終処分ありきで進めることに対する社会的支持が十分でないことも踏まえなければいけないとしています。

11行目から14行目、海外での処分の可能性について、前回の資料で触れていますが、ここではこの点についての指摘をされる声がございますので、我が国が2003年に批准した条約を掲示させていただきます。

16行目から30行目につきましては、「最終処分」それから「制度的管理」それぞれについて、NASのレポートなどを引用しながら、その考え方を示させていただいております。28行目、IAEA原則においても、廃棄物を発生させた現世代は、将来に不当な負担を残さないよう、「長期間の制度的管理」に頼らないパッシブな方法を可能な限り模索すべき。

32行目、我が国においても同様の議論、例えば原子力委員会で1962年4月においても、まずはタンク貯蔵等の閉じ込め方式を当面の方針として、最終処分方式を確立する必要性が示されている。直近においても、12年9月の日本学術会議では、「最終的な処分に至るまでの1つの段階として、高レベル放射性廃棄物の暫定保管によるモラトリアム」を設定考慮していくと、そうなっております。

39行目からが、このワーキングとしての考え方の案でございますが、39行目後半、本ワーキングとしては「最終処分」は、「管理」の手間を減らしながら最終的に安全な状態にしていく概念であることを改めて示すことで、8ページに至りますが、「管理」と「最終処分」とが決して排他的関係になるものではないということを整理しつつ、将来世代の負担を最大限軽減するために、人的管理によらない「最終処分」を可能な限り目指すと。朽山委員がおっしゃっていたコメントに、各委員の皆さんのコメントを少し加味させていただいて、このような文案にしています。5行目ですが、この取り組みを進めるに際しては、例えば、事故であったりとか、原子力政策などに対する敏感な世論というのもありますので、これは寿楽委員から本日も改めてペーパーでコメントいただいておりますが、そういった観点を踏まえて、最終処分ありきで進めることに対する社会的支持が十分でないことを認識しなければいけないと、そのように考えています。

8行目、これは小林委員と寿楽委員のおっしゃった言葉を使っております。ただ、一方で人的管理か最終処分化の選択は、管理負担というリスク、あるいは不確実性というリスク、この2つのトレードオフの問題を内包している。これは小林委員。11行目ですけれども、想定している最終処分方法について十分な社会的信頼を得られていない段階においては、社会が実行可能な範囲で人的管理を継続し続けることを積極的に否定すべきではないと、これは寿楽委員がおっしゃっ

ていたことでもあります。したがって、将来世代に社会的価値の選択肢が十分に委ねられる仕組みを確実に担保していく、こういったことが必要だろうということです。

その点についての国際的な考え方を参考でつけています。

(2)、不確実性という視点での取り組みのあり方です。

まず、2つ大きくあったと思います。10行目から23行目、日本学術会議の提言の内容を書かせていただいております。10行目、将来世代の柔軟性を確保する観点から、数十年から数百年間、「暫定保管」を行うことを検討すべきこと、ここでは将来世代が柔軟なということを前面に立てて書いておりますが、現世代においてもということで、的確な対処方法を導くための戦略的な時間の確保も目的にしているということが、日本学術会議の報告書の中にはございましたので付記しております。

他方、20行目ですけれども、近年の国際的な議論を踏まえれば、当面の保管により将来世代の柔軟性を確保すれば、それで責務を果たせるというわけでも必ずしもないということでもあります。その点について参考で、国際的な考え方を2点入れています。

34行目以下、このため、36行目になります、「可逆性」「回収可能性」を担保したプロセスへの見直しが国際的に検討・導入されつつあるということで、NASの2001年レポートから定義づけということで、可逆性と回収可能性2点並べています。

10ページの16行目、したがって、このワーキングで、どういった議論であったかということで、すけれど、まず1点目、16行目ですが、最終処分は、数世代に及ぶ長期的な事業だと、不確実性が存在し社会的信頼が不十分な状況に鑑みれば、決め過ぎることなく常に選択肢を留保しながら、今後の科学的知見の進展を踏まえ、将来世代が最良の処分方法を再選択することが可能となるよう適応的なアプローチを取ることが不可欠、これは寿楽委員がおっしゃっていたことかと思えます。また、同時に社会意思決定の仕組み、多段階で常に社会的なインプットが入る仕組み、その時々世代が意思決定プロセスに参加しながら段階的に物事を決めていく形とすることが必要、これは小林委員のご指摘でありました。

25行目、したがって、本ワーキングとしては、学術会議の「暫定保管」の提言、また、これを受けた原子力委員会の見解を踏まえて、可逆性・回収可能性を担保して、将来世代を含めて最終処分に関する意思決定を見直せる仕組みとすることが必要不可欠であるというふうに考えたいと思えます。

なお、吉田委員、崎田委員、徳永委員から、それぞれこの点についてのコメントをいただいております。それを28行目から34行目に書かせていただいております。

また、参考で可逆性・回収可能性についての国際的な考え方を、NEAのR&Rレポートなど

を引きながら述べさせていただいております。

12ページ、では、その方法はどうか。地層処分についてであります。

ここでは、国際的な認識、そして参考として地層処分以外の方式についての国際的な評価、また最終処分以外の方式についての長期貯蔵と核種分離・変換についての評価、そういったものをこれまでの資料を抜粋しながら抜いております。

また、その後、我が国における検討の経緯という歴史的な観点も入れております。

まず、①国際的な認識、もうご承知のことが多いかと思えますけれども、1970年代後半から「地層処分が最も有望との国際的な共通認識」となって、各国において研究開発、立地選定等の取り組みが進められてきています。

20行目、一方で、その安全性についていまだ不確実性があることが認識されておりますので、21行目、一つは、今後の研究開発や処分場建設の過程で得られる知見を活用することで提言していくと。もう一点、その後ですが、今後の技術進歩によって潜在的な課題を克服できれば有用な手段として検討の対象となり得ると、そういう代替処分オプションについても可能性を模索するとの考え方であります。

そういった点で、ここも国際的な考え方、4つほどつけさせていただいております。ご確認いただければと思います。

ページを飛ばしまして15ページ、日本における検討の経緯であります。

先ほどと少し重なりますが、15ページ3行目ですけれども、66年以前よりさまざまな方法が検討されてきましたが、76年に地層処分に重点を置いて研究開発を進めることになっています。

9行目、サイクル機構が中心に、国内の専門家の総力を挙げて、12行目、20年以上の研究が行われて、13行目、第2次取りまとめに至っています。

14行目、2000年に原子力委員会バックエンド対策専門部会で、我が国でも地層処分が技術的に実現可能となってきました。

そして26行目、その地層処分については、27行目になります、とりわけ超長期間の期間における地質環境の安定性について懸念を有する専門家が存在しています。したがって、他の処分方法との比較で消極的に選択されたものであり、将来にわたっても絶対の処分方法であるとまでは言えないと、その点については辰巳委員からご指摘いただきました。他方で、他の処分方法もしかし現時点では解決に道筋が立たない困難な課題も存在しているといったご意見も一方でありました。したがって、現時点では、科学的及び技術的に最も有望な唯一の長期的な解決策が一体何かというところに議論が及びました。そのような中で、33行目ですけれども、今後の技術進歩によって潜在的な課題を克服できれば有用な手段として検討の対象となり得る、そんな他の処分方

法についても、可能性として検討していくことで、この地層処分というものをまず進めてはどうかといったのが、大体のご意見だったかと思います。例えばということで、36行目、減容化、それから有害度低減に向けた研究開発、ここは西川委員からいただきましたが、そういったご意見がありました。

38行目、完全に全ての現象を理解し不確実性を取り除かなければ、物事を進めてはいけないということではないと、これは徳永委員からご指摘をいただいております。15ページ一番下ですが、不確実性があることを前提とした調査、評価、設計を行って、地下空間を適切に活用することは可能であると考えます。

16ページの3行目ですが、こういった地層処分の安全性を再確認等する観点から、昨年10月28日には、地層処分の技術的信頼性を改めて確認するためのワーキングが設置されました。これまで計6回審議をしてきておりますが、地質環境の特性、そしてそれに対して長期的に擾乱を与える天然現象が何か、それをどのように避けるのかといった諸課題について、最新の知見を用いながら改めて整理するとともに、今後の研究課題というのを現在整理しているということでありませう。

その下、参考として62年以来の、主に原子力委員会の報告を中心に、資料としておつけしております。

18ページでは、その地層処分とあわせて、可逆性・回収可能性を担保しながら、並行的に何を進めるべきかといった点についてもご議論がありました。主に3つだったと思います。1つは技術的信頼性について、科学的知見を定期的かつ継続的に評価・反映していく。2つ目、代替処分オプションの研究開発を推進する。3つ目、中間貯蔵や閉鎖までの間の管理のあり方を具体化する。と同時に、もう一つ重要な柱は、社会的合意形成を段階的に進めていくということだと思います。

こういった可逆性・回収可能性の考え方は、17行目ですが、現行制度においても考慮されておりますし、平成10年の処分懇報告書にも書いてあります。ただ、32行目ですが、この中では立地選定段階における意思決定の可逆性が担保されているに過ぎない。あるいは、33行目の後ろですけども、②として、処分場を閉鎖せずに安全に管理可能な期間についての検討がなされていないなど、積極的に担保する政策には必ずしも具体性を持ってなっていなかった面があると。

したがって、37行目以下、ここは崎田委員、伴委員からいただきましたが、38行目にかけて、最終処分制度の枠組みの中で明確にこれらを位置づけるべきであるということでありませう。

19ページ、具体的には、回収可能性を維持した上で、2行目、研究開発や立地選定を進めながら、明らかになる知見に基づいて、定期的、継続的に地層処分の技術的信頼性を高め、評価する

べき。そして、4行目ですが、減容化・有害度低減に向けた研究開発を含めた代替処分オプションの研究開発等を推進すると。

あわせて、8行目ですけれども、閉鎖までの間の使用済燃料の中間貯蔵、管理のあり方の具体化について10行目から2つ書いております。あくまで、地元とよくお話しをしながら、技術的な観点から、例えば坑道の安定性や地質環境特性への影響等を踏まえて調査研究を進めつつ、安全に管理可能な期間というのを見きわめていくということです。

14行目、使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けて、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設などの建設・活用を促進するといったことだと思います。

19行目、より重要なのは、20行目、社会的合意形成を段階的に進めると。寿楽委員からは21行目、現世代が納得できて、将来世代も受け入れ可能なプログラムを立てるということを確認しつつ、進めることが重要であると指摘いただいております。22行目、最終的に処分を実施するに当たっては、その安全性について国民・地域の納得感が得られることが不可欠であるといったこと、これはたしか辰巳委員からいただいております。その次、24行目、現時点では国民・地域が判断するための材料が不足、これは新野委員からいただいております。その後ろ、立地選定を進めることで明らかになる知見、課題もある、これは山崎委員からいただいております。したがって、可逆性・回収可能性を担保したプロセスの中で地層処分場の立地選定を進めつつ、節目節目に意思決定ポイントを定めて、そこで適切な意思決定ができるように不断に公共的な討議を進めていくことが重要。これが杢山委員を初め、皆さんからいただいたご意見の総意としてまとめられる内容であろうと考えます。

次に、これも一度本WGで使用している図ではありますけれども、今の考え方をまとめた様式、方式というのをここに参考としてつけさせていただいているということでもあります。

そして、21ページ、ここは論点Aにも関係してきますが、社会的合意形成の必要性ということでもあります。

1つは、11行目以降ですけれども、大事なのは、12行目、多様な立場の方々がそれぞれ真摯に議論を尽くして、社会的合意形成を図っていくと。ただ、確かな処方箋はなくて、プロセスを進める中で明らかになる知見や経験を踏まえる必要があると、そのときには、15行目、粘り強く応答的なやりとりを繰り返しながら時間をかけて解決策を見出していかなければいけないと。例えば「双方向シンポジウム」、我々も実施しておりますが、こういった公共的討議をより中立性に配慮しつつさまざまな形で進めていくことが必要であると。

19行目、とりわけ、プロセスを進めていく上で重要なのは、やはりその地域に対して敬意を示すということと国民世論の後押しというのが大事だと思います。地域において処分事業を前向き

に検討していただくためには、21行目、制度的な改善策だけではなくて、この問題について共有して、処分場受け入れを検討する地域を応援すべきとの認識を社会として醸成していく、そういった国民全体のやはり方向感というのも、それをしっかり時間をかけて形成していくことが大事ではないかと、そのように考えています。こういったご意見、新野委員からいただいております。

26行目からですけれども、学術会議から「総量管理」という言葉をいただいております。29行目ですけれども、原子力政策に対する社会的合意や廃棄物の発生量の上限が決まっているからといって立地選定が必ずしも進展しているということでもないということを、あえて書かせていただいております。スウェーデンの事象を入れてあります。31行目、80年に段階的な脱原発政策を進めましたが、実際にこのプロセスは頓挫しています。33行目、97年にはこの撤退期限を撤廃して、継続活用する方針に切りかえましたが、その時代にプロセスが進んでいるということであり、36行目、脱原発政策が処分事業の進展に与えた影響について、ある程度ポジティブな効果があったということは否定していませんが、主要な要因との認識も示されていないということだと思います。

39行目、こういったように原子力政策に対する社会的合意は世代ごとに変化するものであって、立地選定は原子力政策に対する社会的合意の有無や持ち込まれる廃棄物の量にかかわらず難しい問題である、委員長からもそのようにご指摘いただいております。そのため、ここでの議論においては、既に廃棄物が存在し、立地地域等でそれに伴う負担が現に生じているという現状もやはり重視しなければいけないということがございます。このあたりは崎田委員、西川委員、山崎委員ほか、多くの方からいただきました。3行目、原子力政策に対する社会的合意とどっちが先かということではなくて、並行的に、可逆性・回収可能性を担保した形で取り組みを進めることが必要との意見が大宗であったかと感じております。

ただ、他方で、8行目ですけれども、この問題は、原子力政策から見ればやはり避けて通れない課題の一つであることも間違いありませんし、やはり9行目、国民に対して原子力政策の全体像を示して、その中の重要な部分として、この問題を丁寧に説明していくというのは、必要だと思います。

したがって、12行目、最終処分という各論に閉じることなく、原子力政策、廃棄物政策全般について丁寧な説明を行って、責任ある対処を進めていく、これが最終処分に対する社会的合意形成を図っていく上で重要であるというふうに結んでおります。

23ページからは、立地選定プロセスになります。3つありました。ここは皆さん、ほぼ同じような意見をいただきました。

6行目、①安全に処分ができる地点を選定する必要があること、②地域の理解のもと、立地地

点が選定されるべきこと、③処分場を受け入れてもらうため、受け入れ地域の受苦しを補う措置が必要なことと。

11行目、このような点については現行のプロセスにおいても考慮はされています。そういったご紹介をまず書いております。

具体的には24ページから3つ並べております。まず1つ目、安全な処分実現に向けた処分地選定プロセスの改善ということで、4行目、科学的妥当性（「なぜここか」）の説明が困難であって、受け入れを表明する自治体の説明責任・負担が重くなっている。国は科学的により適性が高いと考えられる地域を示す等を通じて、立地への理解を求めべきであると。

9行目から19行目、現行制度についても処分懇報告書などにおいて申し入れ方式（資料では申入方式）なども書いております。

21行目以降、他方で、地域発意で広く検討してほしいとの理念を強調する余り、科学的基準が最低限となって、どこでもよいと受け取られている面がある、このようなご意見を寿楽委員からいただいております。文献調査を開始しないと地域の地質環境の特性がわからないので、地域が自発的に処分問題を検討・判断して理解を得ることが困難な状況になっている、このようなご意見を徳永委員からいただいております。24行目の最後、政治的に場所が決まれば相対的に適性が劣る地域が処分地と選定されてしまう、そういった懸念もあると伴委員からいご意見をたいてしております。このように、26行目、応募、申し入れ、いずれの場合でも、「なぜここか」の説明が困難で住民の理解が得られない。翻って交付金目当てなどの批判も受ける。こういったことから、自治体の責任が重くなっている状況であります。

こういったご意見、これまでに実施してきました各種広聴活動でもいただいておりますので、4点要約して並べさせていただきます。

25ページ1行目、そのため、こういった地下の環境特性を科学的見地から説明すると、調査受け入れの科学的妥当性について、国が前面に立って説明責任を果たしていくことは不可欠だと思います。3行目、進んでいるフィンランド、スウェーデン、フランスなどにおいても初期段階で、科学的に有望と考える地域を選定しています。第6回WGでは、SKBインターナショナルのマグナス社長に来ていただきましたが、7行目、こういった取組は、地域の方々とコミュニケーションを図る上で適切な材料・糸口になったというご発言がありました。また、公募方式に限界があって、ある程度地域を特定した上で、そこに対して積極的に呼びかけていく方針に変更したというご説明もございました。

10行目、我が国の地質環境は不均一だけれどもと、その中でも相対的に適性の高い地域を提示することは技術的に可能、そのように吉田委員からご意見をいただいております。したがって、

国は、より適性が高いと考えられる地域を科学的に示した上で、立地への理解を求めるべきであるといったような意見、これは寿楽委員、伴委員、山崎委員、吉田委員、徳永委員など、ほか多数からいただきました。このように選定していくに当たって、科学的な立地選定を行うということに加えて、寿楽委員から、輸送リスクなど社会経済的な事柄も考慮していくこともあわせて検討してはどうかといったご意見もいただいております。

ただ、15行目、透明性・公平性あるプロセスのもとで検討することは不可欠であります。これも皆さんおっしゃっていました。もう一度ここで地層処分技術ワーキングを引いております。天然バリアの技術的信頼性の再評価を進めているところでもありますけれど、この評価結果を踏まえて検討していくことが今後必要だろうというふうに思っています。

26ページ、(2)、地域における合意形成であります。

8行目後半、住民不在で進められていると、崎田委員からいただいております。12行目後半、現状のように、自治体や一部の関心層で情報がとどまって住民まで行き届いておらず、冷静に議論ができないと、新野委員からいただいております。

16行目最後ですけれども、各段階の調査終了後に住民から意見を聞くだけでなく、文献調査受け入れを決定する前の段階から、継続的に住民に適切に情報提供がなされて、その住民の意見が処分事業に反映される仕組みを整備していくことが必要である、そのように伴委員と崎田委員からご意見をいただいております。20行目、実施主体と地元が適切な距離感・信頼感を持ったパートナーとして社会的共生をするということの必要性を指摘されています。これは栢山委員、マグナス社長からいただきました。そ23行目まで書かせていただいております。また、23行目後半は、処分推進主体である国やNUMOからの情報だけでなく、より客観的な情報が提供される仕組み、地域での検討をサポートする仕組みを検討していくことが、整備していくことが必要。伴委員と崎田委員からいただいております。

3つほど、同じようなご意見をこれまでに実施してまいりました各種広聴活動でもいただいておりますので、ここに記載しております。

33行目、実際にプロセスが進展しているスウェーデン、フランス、それからカナダ、英国等においても、多様なステークホルダーが参画する形で検討の場が設置されています。この組織のストラクチャーについては、やはり地域の自主性に任されていますが、さりとてそのまま丸投げということでもなくて、例えば英国の地域立地パートナーシップについてはこのような役割分担と具体性を持って進められているということを示させていただいております。

こういった諸外国の例を参考に、19行目ですが、各自治体において処分事業の受け入れの是非やその進め方等について住民参加のもと検討する場を設置できるように支援していくのが必要じ

やないかということ、27ページに書いております。

28ページ（3）、支援についてであります、8行目、交付金目当てとの批判があった、9行目、科学的知見を優先した処分地選定を進めていくべきであることはこれまでの議論のとおりです。その上で、10行目ですが、国民共通の課題解決に向けて、処分地選定調査や処分場の受け入れに伴う負担を背負う地域に対して、社会全体として敬意を持って利益を還元していくことは不可欠であろうと、こういったご意見もたくさんいただきました。

こういった支援策については15行目、処分事業の段階に応じて講じていくことが重要と、16行目、初期段階では例えば住民への情報提供や住民による検討に対する支援も重要であると、これは伴委員からご意見をいただきました。処分地として決定して以降は、地域の雇用を創出するようなより積極的な支援策を講じていくことも考えられるといったご意見もいただきました。なお、市町村によっては交付金を得たとしても効果的な使途を見出すことができないところもあるといった点は留意しなければいけないと考えております。これは新野委員からいただいております。

このような点を踏まえて、21行目ですが、国は地域のニーズを踏まえ、当該地域の持続的発展に資するような総合的な支援策を政府一体で検討していくことが必要であるといった意見を、朽山委員ほか皆様からいただいているところであります。

もう1点、29ページ、処分推進体制については大きく2点いただいておりますが、原理原則をまず29ページに書かせていただいております。7行目、処分懇談会において、8行目、発生者責任の原則、これは変えるつもりはない、変えなくていいのではないかと、そういったことであります。ただ、9行目後ろですが、国は長期にわたる事業の安定的な実施、安全性を担保するため、外部から監督することが適当と整理されていますが、実際になかなかうまくいっていないこともあるので、より主体的な役割を果たしていくべきではないか。そういったご意見であったかと思っております。

その点について、24行目から27行目に書かせていただいております。

29行目、同じ処分懇談報告書では、30行目、第三者がチェックを行うことや、実施主体の活動内容について、外部から安全性を含めて定期的に確認し評価する仕組み等、この事業活動についてしっかりと検証していく必要があるということも指摘されています。

そういった点について、30ページ、まず（1）NUMOの取り組み改善と国の適切な監督の実施、11行目であります、NUMOからもこの場で3度ほどご説明をいただきました。12行目、組織としての目標・アクションプランが明確でなく、経営責任も曖昧で、13行目、危機感が欠如しているといったご指摘が多くございました。15行目、PDCAが働いていないことも指摘がございました。16行目、本WGのおいてもNUMOよりご説明はいただきましたが、改善策につい

では必ずしも十分とは言えない面があり、組織としてのガバナンスを強化して目的意識を持った組織へと変革していくことが求められていることをしっかりと自覚していただいた上で、抜本的な改善策を講ずべしと、そういったご意見が多くございました。

20行目、例えばということで、そのほかにも電気事業者が主体的な役割を果たすことが不可欠、これは伴委員からいただいております。21行目、同じく電気事業連合会に地層処分推進本部を設置して情報提供活動を行ってはいるものの、その取り組みが見えないという指摘、その取り組みが十分であったとは言えないという指摘も、伴委員からいただいております。25行目最後、すなわち、みずから汗をかく取り組みを進めていくことが一層求められる。

また、国ですけれども、この民間の強みを生かす観点から、30行目、取り組みの内容、効果、そして効率をしっかりとチェックして、ガバナンスを含めて改善を促す必要があると。32行目、スウェーデンのRD&Dレポートの評価プロセスのように、その目標、内容、達成状況を定期的に評価するプロセスを明確に設けて、重要なのは対外的にこれを見える化するという点で信頼を勝ち取っていくということだと思えます。

そして、(2)、第三者評価につきましては、7行目、この調査会や原子力委員会の政策評価部会での評価を進めてきました。ただ、10行目、応援団的な視点からとみられても致し方ございません。これを立ち返って再検討していくという場についてもしっかりと、やはり応援団的な立場以外のところでも見ていただかなければいけないと思えます。とりわけ、12行目、可逆性・回収可能性を担保していくという観点、段階的な社会的合意形成を図るという観点からは、15行目、この役割がますます重要だと思えます。16行目、一般的な事業活動と異なって、マーケットによる評価機能が働かないこの事業ですので、社会的公正性をいかに担保するか、これは小林委員からいただきました。そこで、高橋委員からは、18行目最後ですが、この処分推進主体とは異なる中立的な立場の機関が間に立って、この選定の過程や立地の適正について“行司役”として監視していくと同時に、国民地域に対して中立的な説明を行っていくことが必要であるといったご提言をいただいております。

したがって、22行目、国はこのような“行司的”視点に立った評価を実施する仕組みを整備すべきだと思えます。具体的には、①技術的な視点に立った評価だけでなく②合意形成活動の適切性評価等の社会技術的視点に立った評価を継続的に実施していくことが不可欠だと思えます。

なお、28行目、諸外国においてはということで、30行目、実施官庁や規制機関とは独立した立場から評価・助言を行う組織が設置されています。

32行目、こういった観点から考えますに、昨年、内閣官房において原子力委員会のあり方の見直しのための有識者会議が開かれており、その報告書が昨年12月10日にまとまっております。

ここでは、34行目、「原子力利用の推進を担うのではなく、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動」となっております。とりわけ、放射性廃棄物の処理・処分については「今後重要性が高まる事務」と捉えられています。また、その意義についても37行目、「技術オプションの評価等を行う意義」に加えて、「省庁横断的に検討を行う役割を担う意義」があると明示されています。したがって、私どもとしては、38行目ですが、このような形で新しい組織が設立された際には、そうした組織にこのような第三者評価の役割を担ってもらうことも有力な選択肢であらうというふうに考えております。

長くなりまして申しわけありません。32ページ、「おわりに」ということで、ここは少し格調が変わっております。全体を捉える形で、このワーキングからのメッセージというふうにお捉えいただければと思います。

3行目、この問題は、原子力政策の帰趨などさまざまな政策領域に複雑に絡み合います。その時代ごとに国民世論に大きく左右されます。7行目、その国の歴史、風土、文化や環境、制度や政体、さまざまな社会背景と絡み合うがゆえに、究極すれば一人一人の心情や価値観の投影が十分になされるように政策合意をしていかなければいけません。つまり、個人と社会の「納得感」や「腑に落ちる」こと、また、それに至るプロセスへの関与、そして参画意識が特に多分重視される分野だと思えます。

こういった本質を内在している事業です。したがって14行目からですが、抜本的解決を図るためには、その前提として、やはり政府は本気でこの諸問題の解決に取り組まねばならないというふうなことだと思えます。17行目、とりわけ大きな環境変化がございました。福島の第一原子力発電所事故を踏まえて、原子力行政に対する痛烈な批判、深刻な懐疑、これが現に世論の多くを占めている中では、やはりこれまで以上に国が、19行目ですが、責任を持って困難な局面を切り開いていく、そういった使命感と強い政策遂行力が求められているんだろうと思えます。そういった点を22行目までに書かせていただいております。そこがなければ、本問題は前進しないというふうに考えています。それを24行目に書いております。

そういったことから、やはり、29行目から30行目ですが、具体的な進捗を一つでも積み重ねることで、将来の世代がこの世代を評価するときに、最大限努力したとの足跡を残すということについては、やはり疑いがないんだろうと考えています。

したがって、この取りまとめで示す内容が、35行目ですが、その方向性に寄与すればいいのではないかといった形で結びとさせていただきながら、とりわけ大きな変化は37行目最後ですが、1年間でやはりこの問題に対する国民の目線、認識が大分変わったというふうには感じています。したがって、そういった中でこういった検討をさまざまな立場の方が、立場を乗り越えて一つの

コンセンサスの形成に向けて努力して積み重ねたといった、こういった経緯が大事だと思いますので、そういったような形での結びをつけさせていただいて、この報告書を取りまとめさせていただく案としてはどうかという事務局からの提案でございます。

長くなりまして申しわけありません。以上でございます。

○増田委員長

今、かなり詳しくこの「中間とりまとめ（案）」を説明してもらいました。

これまで、この会議の場で各委員から出てまいりました意見をできるだけ盛り込む形で、しかし、中間のとりまとめということですが、とりまとめですので方向感はその中で読み取れるようにしたいと、そういう考え方のもとに、この「中間とりまとめ（案）」を作成してもらいました。

私もこの内容の中で、可能な限り委員の皆さん方の意見が入っているのではないかと考えておりますけれども、この中での議論は相当回数積み重ねたので、そろそろ国民の皆さん方の意見をいただく時期にもなってきているのではないかと考えております。この「中間とりまとめ（案）」について、今日皆さん方からいろいろご意見をいただいて、そしてさらに中身をブラッシュアップする部分が必要があれば行った上で、国民の皆さん方の意見をいただくようにしていきたいと考えております。

特にこの場で、この「中間とりまとめ（案）」について、ご発言をしておきたいという方に、ぜひご意見をいただきたいと思います。いつもどおりネームプレートを立てて合図をしていただき、私のほうで指名いたしますので、それでご意見をお願いしたいと考えています。

それでは、どうぞ、ご意見のある方は札を立てて、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、福井県から来られました石塚副知事さんお願いします。

○西川委員（代理：石塚）

福井県、ただいま議会中ではございまして、本来、西川知事が来なくてはいけないんですけども、何とか知事のほうからぜひとも意見を申し上げてこいということで私参りました。これまでも西川知事のほうからさまざま申し上げていると思うんですけども、中間とりまとめの案ということで、3点、改めて申し上げたいと思います。

まず1点は、放射性廃棄物の減容化というところでございます。具体的には15ページの35行目あたりになろうかと思うんですが、放射性廃棄物の減容化あるいは有害度低減というのは、この国土が非常に狭く廃棄物処分等に制約が多い我が国にとりまして、海外のどの国よりも最も先進的に取り組むべき課題というふうに考えております。アメリカやフランスなどの各国と協力しまして、日本がこの分野の研究開発をリードするよう意欲的に取り組む必要があると考えております。このためには早急に研究開発の見通しを立てることが必要でございまして、このことが最終

処分地の選定見通しを立て、また国民の理解・協力を得るためにも必要と思います。

ただ、その15ページの35行目ですが、これにつきましては放射性廃棄物の減容化や有害度低減に向けました研究開発の推進が例示にとどまっております、やはりこれは国として最大限の努力を傾ける決意というものがちょっと感じられないのではないかとということで、国が意欲的に取り組む明確な方針を記載すべきと考えております。これが1点目でございます。

それから、2点目でございます。使用済燃料の中間貯蔵でございます。これにつきましては、最終処分に至るまでの間にこの使用済燃料を安全に管理すると、これも核燃料サイクルの重要なプロセスということで、これは22ページに「使用済燃料の中間貯蔵の問題等も含めた廃棄物問題全般に対し、しっかりとした道筋を示し、責任ある対処を進めていく」と表現いただきましたので、これは評価しているところでございます。ただ、これにつきましては、今後エネルギー基本計画が決まりました際には、改めて国が責任を持ちまして「使用済核燃料対策協議会」の設立趣旨等を説明して、各都道府県の理解を得て、国が主導権を発揮して消費地の「分担と協力」、これを求めていただきたいというのが2点目でございます。

それから3点目は、処分推進体制でございます。30ページのあたりになろうかと思いますけれども、これは処分の推進体制の前提としまして、当然どこまでいっているか、どこを目指すかという技術の方向性、それから、今年どこまで行くか、来年どこまで行くという具体的な到達度、これを明らかにしてやる、示す必要があると思います。この案ではNUMOのミッションと組織を充実しまして、それに対する評価とかということが書いてあるわけですが、あわせて所管する経済産業省の組織も充実しなければいけないと、この問題は解決しないと思っております。国は、この30ページの29行目ですが、NUMOの「取り組みの内容・効果・効率をしっかりとチェック」にとどまるのではなくて、国として取り組むべき事項、責任体制を明確にしていきたい。

以上3点、申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは次に、寿楽委員、お願いいたします。

○寿楽委員

きょう、文書を出させていただいて、非常に長いものになってしまったんですが、職業柄どうしても文章を見ながらという習性がついているものですから、昨夜、作業をしているうちに長くなってしまいました。長くなった部分はほとんど、関係するほかの委員の先生方ですとか私の過去のご発言を引用しているに過ぎませんので、申し上げたいことだけなるべく手短かに申し上げた

いと思います。

きょう提示いただいたこの取りまとめ案については、室長並びに委員長からありましたように、各委員からこれまで出された意見を非常にバランスよく、かつ一つの筋道の通った形にまとめていただいているということについては、非常に感謝しているところです。

ただ、その上で幾つか加筆・修正を私としてはしてもいいのではないかと考える事柄がありますので、それについてお話ししたいと思うところです。

まず1つ目は、この2ポツのところなんですけれども、信頼を構築・回復すべき対象は何なのかということなんです。この「はじめに」と「おわりに」のところでは、政府ですとか電力事業者あるいは原子力行政についての、とりわけ福島原発事故後の社会からの不信ということについて触れられているのですが、このことを「はじめに」「おわりに」以外の本文のところでも、より積極的に踏まえるような記述を増やしていただいてもいいのではないかと趣旨です。

もう、これが「はじめに」と「おわりに」に入っているわけですから、これが我々のワーキンググループとしての認識だということだとすれば、例えば8ページのところで、「最終処分ありきで進めることに対する社会的支持は十分ではないことを認識しなければならない」とありますけれども、なぜそういうことを認識しなければならないのかとか、なぜ支持が十分ではないのかということの理由の一つとしては、当然こうしたその事故のことですとか、それに伴う原子力分野に対する不信というものがあるのしょうから、こういったところでもそのことに言及いただいてもよいのではないかなと思います。

それから、これに続く12ページのところで、安全性に対して必ずしも十分な信頼が得られていないということを、この「最終処分方法についての検討」というところで、現在の地層処分の問題点を挙げられているんですけれども、これも地層処分の技術的な安全の論証の難しさとか、その上での課題から信頼が十分ではないというだけではなくて、同時に今お話ししてきたようなこのプログラム全体、政策全体ですとか、引いては原子力政策全体についての信頼が不足していること、あるいは関係する主体に対する信頼が不足していることも、かかわっていることは恐らく否定できないのではないかなと思います。

こういうことを示すようなご発言あるいは資料で事務局のほうからもご提示があったもの等を、その後引用している次第ですので、これは今後修文いただくときに参考にしていただければという趣旨でおつけしているものです。少なくとも私の見るところではこのぐらい、そのことにかかわるようなご発言があったので、踏まえていただいてもよいのではないかと趣旨です。

続いて、私の文章の4ページのところで、3番として現世代の取り組みのあり方についてと題しておりますけれども、この点について、この現在のレポートは将来世代に柔軟性ですとか選択

肢を残すということと、現世代の責任という対比で書かれている部分がかかなりあるわけなんですけれども、これに関連して例えば日本学術会議からの暫定保管の提案についても、この9ページのところでは、将来世代の柔軟性を確保する観点から検討すべきとの提案がなされているというようにまとめ方がございます。ただ、このレポートのほかのところでもいろいろ、なかなか全体を一まとめにできなくて散らばってしまっているのが難しいんですけども、引用して下さっているように、また私がここに引用しましたように、この暫定保管の提案の理由は、将来世代に対して柔軟性を確保しておくということにはとどまらないと、それももちろん効果の一つとしてあり得るでしょうけれども、むしろその現在の世代がこの的確な対処方法を導くためにその段階的な合意形成を進めていくために、戦略的に時間を確保する。単に先送りするのではなくて、そういう手を踏むため、あるいは必要な研究開発を行うための時間を確保するのだということによって提案されているものですので、この「将来世代に柔軟性を確保するため」だけではないわけです。ですから、ここは少しミスリードではないかということが、私は心配していることです。

そうだとすると、その後の、先ほど室長もご説明くださった、この現在の本文の9ページ20行目からのところで、柔軟性は大事だけれども現世代が最大限努力すべきだという、ある種こう反論を加えているわけですけども、これもその前段のところは何もそういうことばかり言っているわけではないということになると、ここも直す必要があるのではないかと思います。

また、これについては私が第1回ワーキンググループで発言したことが、私の文章の5ページにございますけれども、この暫定保管の考え方と最終処分に向けた取り組みというのは、これは排他的とか、あるいは一方が他方を置きかえるというものではなくて、むしろこの、本文にも引用して下さっていますが、最終処分に至るまでのプロセスとして提案されているものですので、その点を踏まえていただければと。全体としてこの種の審議内容ですとか学術会議からの提案の扱いはもう一度見直していただいたほうがよいのではないかと思います。

それから、これにかかわるのでですけども、学術会議のレポートでは、この大局的な次元の諸問題についての合意の必要性というのが繰り返し強調されておまして、また、この今回の取りまとめ案の言い方ですと、原子力政策についての合意ということが課題としてかかわりが深いのではないかとされているわけなんですけれども、この今回の取りまとめ案の立場としてはどちらが先ということではなく、並行的に可逆性・回収可能性を担保した形で地層処分に向けた取り組みを進めることが必要との意見が太宗を占めたとあります。そのような意見が複数あったことは私も認識しておりますし、それらは当然尊重されるべきですので、削るであるとか置きかえる必要は全くないわけですが、他方で、この原子力政策に対する社会的合意ですとか、高レベル放射性廃棄物管理処分政策全体についての社会的合意が先行すべきで、その後で立地ですとか具体

的な事柄を議論する、あるいはそもそも地層処分という方法が最適なのかどうかの議論も一旦白紙からやり直してもよいのではないかということも種々ご意見があったものと理解しています。私もそういうことを複数回申し上げています。

ですので、これらについても同じ場所で、別なところにいろいろな形で散りばめていただいているというのはよく認識しておりますが、こういう大事なことが書いてあるところには並置するような形で、政府に対して提言できるとよいのではないかなと思います。これも、その具体例をその後縷々引用しておりますので、これはご参観くださればよろしいかと思います。

それから、私の文章の9ページの4というのが一応最後なんですが、この科学的な適地選定について、これは非常に大事なことだと思うんですが、科学的に適地条件を示して、より適性の高いところを見つけていくべきであるということは、これは確かにご説明もあったとおも私も含めて多くの委員の共通認識ですね。このprobably suitableなところを示すべきだということに異論はないわけですが、同時にこの議論をしていたときにも、第5回で申し上げたんですが、ここは科学的に適しているのだからぜひという言い方が、だんだんその言い方が強くなってしまうと、もう受け入れるか受け入れないかすぐ決めなければならないというようなことが起こっても困るわけですね。ですから、そういうことがないようにしてくださいということをお知らせきちんとして書いておいたほうが、そういう申し入れを将来受けるかもしれない、どこかわかりませんがそういう地域の側から見れば安心できるのではないかと思います。これは徳永先生からも、科学技術がベースとなる情報を提供するということが大事だけれども、それだけではないということも大事ですというご発言をいただいていたかと思いますが、ですので、科学的な適地であることが受け入れを迫るような文脈で用いられて、地域の重要な意思の表明を妨げるものとはなってはならないということは、はっきり書いておいても差し支えはないのではないかと思います。

それから、これに関連して、この最後の10ページのところですが、これは先ほど室長からもこの文中で言及された、双方向シンポジウムというのが先日エネルギー庁の主催で開かれまして、私もそれを傍聴させていただいたんですが、その場で市民の方ですとか、あるいはパネリストの方々の議論の間で出てきた論点なんですけれども、この現行の制度では、その地域の意思によって次の段階に進むか否かを判断するという建て付けになっていて、その今回引用されている23ページの参考という図にもそういう表現があると思います。それはそれでよいのですが、これを過去の審議の中で室長からも、要するに拒否権ですというようなご発言が繰り返しあったことを私も議事録で確認しているのですが、そうであるならば、そのようにはっきり書いたほうがいいと。つまり、何が問題かという、進むか否かを判断するだけだと、やめるということは逆にはっきり判断できないと、まだ保留にしますということになって、当該地域からすると「はい」と言う

まで繰り返し政府や実施主体からご説明があつて、やめるにやめられないという事態も想定されるのではないですか、というのが市民の皆さんとの議論の中から浮かび上がった論点でした。

ですので、このことについて、いわゆる拒否権を本当の形で検討すべきなのかどうかですね。もちろんこれには反論もあり得るでしょうから、このことについては改めて検討されるべきであることは最低限書いていただいでよいのではないかなと思ひました。これが、こちらに書かせていただいた内容です。

それ以外にも幾つかあるのですが、細かいことで恐縮ですけれども、まず、特にこの最後の「おわりに」のところは大変雄弁で、内容には共感する部分も個別にはあるのですが、全体の書きぶりとして、これは政府に対して我々から提言する文書であるところ、どこか社会をあるいは市民を諭すようなトーンになっていないかと懸念します。これはスウェーデンのマグナスさんの話の中でも、謙虚さもまた同時に大事なのだと、お話がありました。自信を持ってきちんと進めていくということが大事なのであると同時に、謙虚に進めるということもまた大事ですので、またそういったトーンも、その「はじめに」「おわりに」ですとか、あるいは本文中の幾つか少し気になるところがありましたので、それはこれから先生方と議論をしながら直せばよいのではないかと思ひております。

それと関連して、例えば2ページのところで震災に言及されていますが、原発事故は震災に含むという定義の仕方もあるのですが、「東日本大震災という未曾有の惨禍」というところに、やはり「福島原発事故」というのも入れてよいのではないかと思ひますし、4ページのところで過去の東洋町の事例がありますが、これも非常にさらっと書かれていますのですが、当該地域では大変な社会的紛争状況があつて地域の皆さんに大変なご迷惑をおかけしたわけですから、そのこともあつてという書き方になさつたほうが、これだと非常にすんなり事が運んだかのように見えますけれども、そういう、最近の言い方ですと不都合な真実というのでしょうか、そういうものもきちんと書くようにするほうが、その謙虚さという意味ではよい文章になるのではないかなと感じました。

差し当たり、もう既にたくさんしゃべりすぎましたが、以上です。

○増田委員長

それでは、続きまして、伴委員お願いします。

○伴委員

私は意見書を書いて来て、大きな意見が3つと、少し細かいところが3つと、コメントが1つあります。

それで、まず大きな意見からですけれども、最初はその18ページの38行目のところで、「最終

処分制度の枠組みの中で明確に位置づけるべき」というふうになっているんですね。それで、現行制度でも考慮されているけれども、不十分だったから明確に位置づけるべきと、こういうふうな形になっているんですが、やはりそれだけでは、可逆性と言ってどの段階でどういう決定をして後戻りをする、あるいは回収するののかという、以前にも発言させていただきましたけれど、そういう詳細な制度設計がないと、絵に描いた餅になってしまうと思うんですね。そういう意味から、やっぱりこの位置づけは、制度化すべきというような文言を加えていただきたいと考えています。これが1点目です。

2点目は、これは26ページですが、住民が参加をして決めていこうと、こういうことが書いてあるんですが、まず26ページの最初のほうの4行目のところで「多様な立場の住民が参加する」と、これまでその参加ということについて、僕は住民投票という制度を組み込むべきではないかと考えているんですけれども、それは地方自治体との関係でなかなか難しいというようなことを何度も聞いているわけです。しかし、その議会制民主主義もまた住民が参加をしている一つの形態だと言われてしまえばそれまでになってしまいますので、ここでの全体的な流れとしては、やはり住民が直接参加をするという趣旨で書いていると思うし、それが望ましいと思うので、ここで「多様な立場の住民が直接参加をする」、そういうふうな言葉で、一言「直接」という言葉を入れてほしいと今は考えるわけです。

同じように27ページなんですけれども、これは20行目のところで、「処分事業受入れの是非やその進め方等について、住民参加の下、検討する場」と、なっているんですね。ここでは2点ありまして、1つはそのさっきも言いましたように住民の直接参加のもと検討するというふうにしていただきたい。

その前のところなんですけれども、ここで初めてイギリスの例が出てきているんですよ。これは多分これまで議論してこなかった事例だと思います。このイギリスの事例だと第4段階からとなっているわけですよ。そうすると、受け入れの是非や進め方について検討するのは第4段階、かなり後になってからでいいのではないかという読まれ方をしてしまうと、これもまたずっと議論してきた趣旨とは違うので、やはりその文献調査受け入れを決定する前段階から、を加えて、「文献調査受け入れを決定する前段階から、住民の直接参加のもと、検討する場を設置する」と、こういうふうにやってほしいと思います。

それから3つ目は、31ページになりますが、これは第三者評価のことになるんですけれども、①、②というふうになっています。それで②のところ、ある意味この合意形成活動ということに広い意味では含まれるかもしれないけれども、これまでの議論の中ではやはりその情報公開ということの重要性とか、その情報の客観性というのが議論されてきたわけですね。そういう意味か

ら言うと、国やNUMOによる情報公開、情報提供の、ここでは僕は「公開性と客観性」というふうに、そういう言葉を入れたらいいんじゃないかと思うんですが、そういう情報公開の必要性、そして、国やNUMOが提供する情報が客観性を持っているものだということを第三者が評価をしていくという、こういうシステムが必要だと思います。そういう意味で「情報提供の公開性と客観性及びそれに基づく合意形成活動」と、言葉を入れてほしいなと思います。

大きなところは3つです。

それから、細かいところなんですけれども、最初は4ページですが、4ページでその海外における状況の中で細かく書いてあるんですが、ほかの資料を読めばわかると言われればそれまでですけど、その選定プロセスを見直す動きの中には、アメリカ、ドイツだけではなくてイギリスも入ったわけですので、より正確にそれも入れておいていただきたいと思っています。

それから、13、14のところの参考というところなんですけれども、これは国際的な評価としていろいろ書いてあるんですが、項目出しのような書き方と、評価の文章としての書き方、例えば超深孔処分で、「人工バリアによる防護は想定されていない」と、これは評価ですよ。上のところのほうで例えば「処分技術の構成要素は比較的成熟」、だからどうなのかとかですね、あるいはその下の「定置できる可能性」とか、その判断まで書かれてない書き方になっています。

何を懸念しているかという、その手前に○とか×とかいうことがある。この×というのは、だから×なのか、そのことが×なのかということがちょっと混乱しますよね。読めばわかると言えばそれまでかもしれないけれど、混乱しないように○×をつけるのであれば、その項目として○なのか×なのかという表現にするべきだし、もしその評価まで書き込むのなら、もう○×は要らないんじゃないかと、思ったりもしています。少し工夫が要るんじゃないかと思いません。

それから、先ほどちょっと言いました地域パートナーシップ、ここに書いてあるからいいんですが、初めてのことなのでもうちょっと、後のほうの参考資料に入れるとか、何か情報を足してほしいと思いました。

それで、最後にコメントですが、その原子力委員会のことがいろいろ書いてあるんですけど、これは石塚副知事の意見にはちょっと反対するような形になるかもしれませんが、原子力委員会は減容化研究について、研究はいいよと言っていますけれども、地層処分との関係ではポジティブには評価をしていないと思います。

それで、この議論、何となく湧き上がってきて、何か減容化ができそうな雰囲気でも語られつつあるんですけども、もう80年代からずっとやっていて、ちゃんとした成果が出てきていない、それだけ難しい話なわけです。そういう意味から言うと、もう少しこの減容化については冷めた

目で議論しないとまずいのではないかというふうに思います。これはコメントです。

以上です。

○増田委員長

それでは、次に辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。全体的にはいろんな意見をくまなく取り上げてくださっていると私は思いました。

ただ、一つだけ、どうしてもお願いしたいことがありまして、それは、10ページあたりがいいのかなと思うんですけども、「可逆性・回収可能性を担保し」という単語があちこちにキーワードとして出てきているんですね。それで、その「可逆性・回収可能性」に関しての考え方、いろんな人たちの考え方というのはご説明があるんですけども、その可逆性を担保して地層処分をしながらというお話が出ていますけれども、その「可逆性を担保する」という「担保」のその具体性が見えないということです。どういうふうなことをすることが担保することなのかと。

非常にいい言葉、心地よい言葉で、ついついそのままずっと読んでしまって、じゃあ、まあいいか、担保してくれるなら、というふうについつい思うんですけども、やっぱりどういうふうにやるのが担保することになるのかというあたりが私には理解できませんでした。それでどうすべきかが私はわからなかったんですけど、先ほど伴さんのほうからそのあたりを制度化するという単語をお使いになったんですけども、そういう何か検討を深めていただきたいというふうに思います。だから、そういう検討を深めるとかですね、検討を深めるではだめですね、制度化とおっしゃっているのであればね。そういう意味で、つい流れてしまう単語ですが、この文章全体の中ではとても重い場所だと思うので、ぜひ詰めていただきたいと思います。

あとは、文言等で気になりましたもので、それを申し上げたいと思います。まず、「はじめに」の8行目なんですけれども、要するに原子力発電に伴って出てきた廃棄物というお話で、その道筋をつけていくことが「現世代の責務である」と書いてある。後ろのほうでは、一義的には、まずはやっぱり「発生者責任である」ということを書いておられるわけで、この「はじめに」のところはもうちょっと丁寧に書いていただきたいなど、文章をシンプルにしたいという気持ちはわかりますけれども、私はひっかかりました。

それから、やっぱり先ほど寿楽先生がおっしゃったように、16行目に「大震災という未曾有の」と書いてあるだけで、「福島原子力発電所のシビアアクシデントが起こったという未曾有の惨禍」という単語をちゃんと「おわりに」は書いてくださっているので、同じようにしてほしいです。

それから、その続きで16行目、「原子力を巡って」と書いてあるんですけども、これは「原子力を巡って」という単語でよりも、例えば「原子力発電」というふうほうがいいのかと思います。

あと、23行目なんですけれども、これは23行目の初めのほうから、「によって、失った国民の信頼を取り戻していく」と書いてあるんですけども、これはやっぱり違っているなと思っておりまして。それで、「失った」というのは要らなくて、今後のことなので、「国民の信頼を築き上げていく」というふうな格好にさせていただいて。「取り戻す」と言うと、今まであったものがなくなったからもう一回もとに戻すんだというふうになるので、そういう思考過程もあるかもしれないですけど、私としてはもうこれから新たに築き上げていきたいと思いますという発想だと思うので、よろしくお願いします。

それから、30行目ですが、「主な検討対象となった主要な論点」は何となく重なるようなイメージなので、もうちょっと美しくお願いします。

それから、ページ数が28ページですけども、恐らく委員の中から出てきた単語だと思いますが、28ページの囲いの中、それから中にも入っていたと思うんですけども、最後にその「敬意を忘れるべきではない」と書いてある単語が、ちょっと私の感覚では違うような気がします、逆に、自分がそういう立場にある者であれば、国民の人に敬意を払ってほしいかというふうに思うと、そういうわけではないと思います。基本的にすごく感謝してほしいという気持ち。だから逆に「感謝を忘れるべきではない」ではないでしょうか。「敬意を払う」というのは例えば年長の方に敬意を払うとか、何か少し違うように受け取りました。もう一度ご検討いただきたいと思いました。

あともう一つ、「おわりに」の文章の中で1カ所だけ、20行目に「国民各層に対して」と書いてある、この「国民各層」という単語がどういう意味なのか。国民を層に分けるというのが何か、どういうことかと思ったもので、検討していただきたいと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○増田委員長

それでは次に、崎田委員、お願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。遅くなりまして失礼いたしました。事前に送っていただいた資料を読ませていただいて、それで大きな感想とか意見を一つと、あと個別の分野を一つ、お話しをさせていただきたいと思います。

~~大きな感想ということなんですけれども、私はこの社会の重要な課題の解決の道筋を一步步~~

進めなければいけないけれども、なかなかこういう高レベル放射性廃棄物の処分問題という課題があるということを私たち自身が感じるとということが、本当に今まで余り進んでこなかったというような思いをしております。

その中で、この3年前に原子力発電所の事故があって、本当に大変な事故で、今も避難されている方とか大変ですけれども、この事故の後のいろいろな報道の中から全国の原子力発電所でこの使用済核燃料が保管されている現実とか、こういうことが社会の中でも非常に大きな課題になって、この処分事業をできるだけ早く、一步一步進めていかなければいけないという関心が社会の中で湧いてきているというふうに感じています。そういう中で、この委員会でできるだけきちんと社会で納得感のある仕組みにどう見直したらいいのかという話し合いが1年間行われたというのは、大変重要な流れだというふうに思っています。

私はほぼ1年ぐらい前にこの会が始まったときに最初の会で申し上げたのは、いろいろな地域の方とこの分野のお話し合いを進めてきたという経験がありますが、その中で気になっているのが、地層処分というこの技術、仕組みについての信頼感が社会で余りまだ醸成されていないということ。2番目が、処分地の立地選定システムに対しても信頼感が醸成されていないということ。3番目は、どこの情報を信じていいのかという言い方をされる方が多いわけですが、情報の信頼感をどうつくっていくかという、この3つが大変重要なのではないかというふうに感じておりました。そういう視点から考えると今回、いろいろな多様なご意見がある課題ではありますが、それをできるだけきちんと取り入れて、おさめていただいた中間のまとめにさせていただいているというふうに感じております。

その中で、私自身が重視した問題に関して申し上げますと、その地層処分の仕組みの信頼感ということに関しては、やはり可逆性とか回収可能性が重要と思います。調査の進む段階に応じてそういう仕組みが今の仕組みでもあるんだというふうに、運営されている方はおっしゃいますが、それが社会には届いていないという現実がありました。やはりそれをしっかり明記をして、調査の進む段階に応じてきちんと可逆性を担保する、そして全体の地下に埋めるものに関して回収可能性を担保するということを明記するということを今回かなりはっきりとこの中間とりまとめで示していることは私は非常に一歩前に進んだというふうに感じております。

私の話した2番目に関しての、その選定システムの信頼感ですが、やはり地域の方の意見というか、そういうものをきちんと反映する場があるということが、関連する地域の方にとっては大変重要だというふうに思っております。今回もそれに関して目次の4の中の一連の中で、多様な立場の住民が参加する地域の合意形成の仕組みということに関してかなり明確に位置づけていただいているということ、これも今後に関しては大変大きな一歩だというふうに思っています。

なお、具体的にはここに今、今回イギリスの例がありますが、それだけでなく平にスウェーデンとかフランスのC L I、こういういろいろな仕組みがありますが、こういう海外の事例を参考にしながら日本の中でどういうふうに仕組みをつくっていったらいいか、きちんとみんなで考えていくという、~~そういう~~ことも必要だと思っております。

なお、私が関心を持っていた3つ目の情報の信頼性ということに関してなんですけれども、目次の5番の各項目の中で、今実施主体になっているNUMOの皆さんの取り組みに関してもう少しきちんとした報告を出していただき、それを評価する仕組みを導入するお話とか、仕組み全体がどう動いているのか、もう一つ大きな枠で第三者評価をするというような話も入ってきております。やはりこういうことで社会の信頼感をつくるということが大事だと思っておりますし、私は、この中でもあります。今の原子力委員会の新しい体制というのがどういうふうに、やはりその中立性とか公平性を保てるような組織になっていくのか、大変関心を持って見ていきたいというふうに考えています。

なお、これまでが、~~ここが~~今私の全体に関する感想なんですけれども、1点だけもう少しこういうことを私も途中で発言したほうがよかったかと思ったことが、28ページに「地域に対する適切な支援」というところがあります。ここで全体の12行目ぐらいに「敬意を持って利益を還元していくことは不可欠である」ということの「敬意」ということに関して、いろいろなご意見ありましたけれども、私もいろいろな地域と~~ここ~~の方とお話しをしながら、社会の大事な課題に対して関心を持つ地域に、全国の方からの感謝の気持ちが届くということは大変重要だというふうに思っております。感謝の気持ちが届くということには、その敬意の気持ちが込められているという、そういうことと私は同意語だと思って、感じておりました。~~もしあれでしたら、~~両方を併記しておいていただくとかそういうこともあるのではないかと思います、実際にそれをどうするかというときに、21行目、22行目に、「国は、地域のニーズを踏まえた上で、当該地域の持続的発展に資するような総合的な支援策を政府一体で検討していくことが必要である」というふうに書いてあります。私もこういうのを政府が一体となって検討していただくことが大事だと思いますが、そのときに、例えば既に取り組んでいる地域、国で、どういうふうな制度を取り入れているのかということがいろいろあると思いますので、やはりこういうことが地域の方にとっても公平感を持ってこの制度が導入されるんだということが伝わるようにしていくということが大事なのではないかというふうに思っております。

私が視察でフランスに伺ったときには、C L Iとは別にジップという、いわゆる地域振興のための仕組みというのがやはりそこにあって、それは県のレベルでつくられて、そこに最初のころは事業者さんからのお金でしたが、法律が改正されて国のお金が直接入り、地域の振興を考えて

いる訳です。最初のころはよく言われる箱もの的なものが多かったというふうにも伺いましたけれども、法律の改正でもっと地域の方の雇用創出とか産業創出とかそういうことに近いものにきちんと使っていくことが大事だというふうになってきていると伺っております。

そういうふうには、本当にそれぞれの地域でどういうふうなこれからの将来にとって役に立つかということ、皆さんの暮らしとかそういうことに役に立っていくのか、じっくりと地域の方をまじえて、地域の産業者とかいろんな方をまじえて話し合っていくような場を含めて、こういうところもきちんと公平感あるような形で考えていくというのがこれから大事なのではないかと感じております。よろしく申し上げます。

○増田委員長

それでは次に新野委員、お願いします。

○新野委員

何か、皆様のご意見を聞いていると少しずつつけ加えてしまって、すみません。何点かお願いいたします。

ページに沿って申し上げますと、最初に「はじめに」なんですけど、これは原稿を夜にいただいて拝見して、さっと読ませていただいたんですけど、そのときの直感が、全般のところはさらっと書かれているんですが、何となくその立地とかこれまで原子力に深くかかわってきている国民側とすると、ごみはみんな始末するんですよとか、何十年やってもなかなか難しい問題なんですよと言われても、そう、わかっていたというような感じです。スタートがピアニッシモで始まって、最後にまとめの最後のところがすごくフォルティッシモになっている感じの、何かそのバランスなのかなという感じです。何となくスタートがちょっとひっかかるものがありました。いい案はないのですが、もう少しうまい、両方足して幾つかで割るようなものかもしれませんけれど、先ほど謙虚さという言葉も出ましたが、上手にまたバランスとっていただければなのというのが一つです。

次が、28ページで伴さんが「直接参加」というような表現でご意見をされていたのを会議が始まる前に拝見して、何がおっしゃりたいのかと思ったときに、ちょうど27ページの19行目のところですが真ん中あたりに、「処分事業への参画を検討する各自治体において」という、この「参画」という文字があって、次の行には「住民参加の下」というふうに「参加」というものがあった、これ男女共同参画なんかをやっていたときに「参加」と「参画」は違うんだというのが随分たたき込まれて、それで使い分けをされているんだとすれば、住民は「参加」ではならないと私は思うので、この書きぶりほどこか考慮いただきたいなと思います。やはり住民も「参画」できるような場でなければ意味がないので。最初気がつかなかったんですけど、皆様のご意

見を伺っていて、なるほどと思いました。

それともう一つ、この今「自治体」というのが出てきまして、私は当初から、地方から来ていますので市や村の私どもに一番近い地方自治体と、あと中間である県のレベルがあります。国民と国と企業と専門家とかというのがここで中心に語られているんですが、ここでこういうのがまとまると今度は自治体と深く国の方たちがお話しされるんだと思うんですが、住民側とするとやはり国と直接会話をするのは国民であるのだから当然だと思いつつも、一番やはり影響を受けるのは地方自治体の考えや行動なんです。その辺が、この動きと同時並行的に動いていかないと結果的にはどちらかが遅れてしまうということなので、非常に難しい問題だと思うんですが、西川知事さんが中間のその県のレベルでここに参画はされていらっしゃるんですが、その辺との整合性をとることがこの中にどこかになれば、困ってしまうと思っていますので、これが発言しようとして第1回目から思っていたんですけど、どのタイミングでその発言すべきかというのを探っているうちに機会を逃してしまっただけになったということで、ご理解をいただきたいと思います。

それと28ページで、敬意のところ、私もお二人のご意見どちらもなるほどなと思いました。私は立地地域で今生活をしているので、処分地とはまた違うんですが、似たような立場だとすれば、こういう一言で言えば迷惑施設のようなところが、沖縄なんかもそうだと思うんですが、いろんな意味で水資源の場所なんかも多分そういうことになるんだと思うんですけど、自分たちの生活を度外視しながら、国民のためや関連の自治体、仲間である国民のために整備をしたり森林を一生懸命守ったりとする、いろんな役割があるんだと思うんですよね。やはり国、政府にお願いしたいのは、こういう迷惑施設の配置のバランスというのを国民が納得できるように将来的にはしていくべきだし、そういうことをきちんと表に出していかなければならないんだと思うんです。その地域地域が自分たちができる、自分たちにもプラスになりながら社会にも貢献するようなものを積極的に嫌でも受け入れるんだというような精神的な醸成ですか、教育なんかも含めて、そういうことをされながら感謝をいただくのもありがたいですし、敬意払っていただくなんていうのはとても恥ずかしながら、でもありがたいことだというふうに思うんでしょうけれど、根本はやはり、忘れないでもらいたいというような、同等であり、そのどちらの側でもお互いが当事者なんだというような公平な対等な位置づけにそれぞれがあれば、お互いに自然と敬意を払ったり感謝をするということで、感謝しろよとか敬意払えよとかいう問題ではないので、多分そういうことをきっとお二人がおっしゃったのかなと聞いていて思いました。私も立地の側からすると、感謝してもらいたいと思っているわけでも敬意を払ってもらいたいと思っているわけでもないんだけど、結果としてそういうふうになると、とてもいいなというふうな立場から、こういうも

のをまとめるなら、このいろんな立場の方たちに納得できる文言を使えばいいのかなと思いました。

最後に一言、いろんなところでお手伝いをしまして、私なんかを考え及ばないような立派な文書が幾つもつくられてきていますし、これからもつくられるんだと思うんですが、なかなか地方自治体なんか特にそうなんですけれど、文書をつくるのが自分たちの仕事だなんてはつきりおっしゃる方もいるぐらい、つくった後誰がどうするのというところで、これをもうつくられたら、この書いたことが国民やこれから手を挙げるであろうところの人たちが、心が動くようなところとか方向感を空気で感じるような、そういうところにぜひつなげていただきたい。一生懸命つくって完璧なものをつくったとしても、現実、行動が伴わないというのがこれまでの日本です。私たちもそれを肝に銘じながらお待ちをします。何かのパワーとして、動いている、変わっているということが感じられるような今回のこの作業の結果をイメージして皆さんにお仕事していただければ、非常にありがたいなと思いました。

以上です。

○増田委員長

それでは、徳永委員、お願いします。

○徳永委員

ありがとうございます。非常に多くの意見を、ほかの委員の方もおっしゃっていますけれども、ここの場での議論を非常によく取りまとめてくださっているというふうに思います。感謝いたします。

先ほど辰巳委員からもありましたが、ほとんど同じようなイメージを持っているところがあって、すなわち可逆性・回収可能性というのは、ここの整理として非常に重要な観点である一方で、現行制度でもそれが踏まえられているということだと思います。ただ、よくよく考えてみると2011年にOECD/NEAがリバーシビリティ、リトリバビリティについてレポートを出すというようなこともあって、可逆性・回収可能性ということに対する考え方そのものが、時代とともに、ある種発展してきているというところもあるんだと思います。なので、日本で可逆性・回収可能性を積極的に取り入れていくという立ち位置を持つことは極めて重要だと思いますし、このメンバーも多くの人がそう考えたんだと思います。

では、それを具体的に日本でどういうふうに織り込んでいくのかというのは、これからの新たな検討事項であって、技術的にもそうですし、考え方そのものもそうですし、それは世界で言っているからそのとおりじゃなくて、日本で使えるものにしていくということが大事だというふうに思います。

同様に、例えば小林委員がおっしゃっていた社会技術という部分についても、やはりそれは我々が考えてつくっていくものだという気がします。そのあたりについてぜひ、こういう文章をまとめられて、やるべきことの方向性が見えてきているので、例えば国の基盤的な、この分野に対する重要な研究の一つとして今後位置づけていただいて、うまく実際のオペレーションにつながっていくというようなところに進んでいけるということがあればいいなというふうに思いました。

以上です。

○増田委員長

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員

どうも。まず、ちょっと最初におわびを申し上げます。本日も遅参しましたし、最近、年度末の大学の用事で出られなくて出席率が悪く、申しわけございません。その上で、3点ばかりお話しさせていただきたいと思います。

まず31ページのところで「行司役」ということで合意のプロセスを第三者的に見る機関が必要だということについて、積極的に取り上げていただいてありがとうございました。

それとの関係で、伴委員が先ほどおっしゃったのですが、技術的な視点に加えて社会技術的な視点ということが非常に重要だと思います。前にヘッドは裁判官がいいのではないかと申し上げました。私見では、社会科学的な見地、例えば合意の成熟性であるとか、合意のプロセスの公開性であるとか透明性であるとか、そういう観点も重要です。

したがって社会科学的な視点も見るような組織であるという点で、3番目に、合意の成立性とか合意のプロセスの透明性、公開性などの社会学的な見地からも評価するという任務も、行司役の役割につけ加えていただけるとありがたいなと思いました。

それから、20ページのところでございます。先ほどから可逆性・回収可能性の議論が出ております。この話は可逆性・回収可能性を現行制度の中でどう取り込んでいくのかということ随分議論して、事務局からも新しいご提案をいただいたと理解しております。その結果がこの20ページの表であると私は理解しています。もっとも、これをどうやって表現するのかということが極めて重要だと思います。私は法律屋ですので究極的にはこういう視点は法律できちんと位置付けるべきであると思うのですが、ただ、この手の問題というのはフレキシビリティがあって、その解は色々あります。例えば、可逆性・回収可能性の確保という点を最終処分計画の中に書き込むとか、いろいろな形で制度的な担保の選択肢があって、結構、法律を変えないでもできてしまうところがあります。かつ、法律に書き込むのは結構難しい課題となります。私も、法律の制定

過程をウォッチしてきましたが、改正法を通すというのは非常に大変なことで、改正のタイミング等もあります。よって、この辺の制度的な担保の仕方というのは、事務局のご判断に委ねたほうがいいのかと考える次第です。余りきっちり法律に書け、みたいなことを言ってもなかなか難しいのかなと思っています。

もちろん、今申しあげましたように、法律改正のほかに、最終処分計画の改定であるとか、保安規程の中に書き込むとか、そういう選択肢を例示した上で、その選択肢の中で確実に制度的担保を果たしていただく、このことをここで確認するということが重要だと思います。そういう意味では20ページの表というのはまさにその表現なのかな、と私は受け止めた次第です。

それから、この点れと関連して、先ほど、住民参加の話もございました。私も、何がしかの形でどこかのタイミングで住民投票を自治体の判断で実施されることは望ましいと考えています。ただ、前も申しあげましたけれども、住民投票の制度設計には、非常に難しいところがございます。したがって、原案には、重要な判断を行う際にはしっかりと社会的合意プロセスを経ますと書いてありますから、もし「直接参加」というようなことを書き込むのであれば、「重要なプロセスの段階では」というような表現を加えるべきであると思います。何回も住民投票やるわけにはいきませんし、かつ、その間の齟齬が出たときにどうやってそれを判断するのかとか、難しい問題もございますので、ある程度重要な事項については直接参加の道を確保する、ということによって表現されるのもいいのかなと思います。ただし、具体的な表現は事務局にお任せしたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○増田委員長

それでは、吉田委員ですか。朽山委員、札下げましたね、いいですか。

○朽山委員

私、実は今、高橋委員がおっしゃられたことを若干言おうと思っていたので。

○増田委員長

そうですか。では、さっき上げておられたのを、では簡単にお願いします。

○朽山委員

はい。可逆性・回収可能性のところ、これをどのぐらいまでこのところで書き込むかで、余り縛るような格好にするべきではないと思うんですね。

それから、先ほど伴委員がおっしゃった住民参加の形を直接民主制みたいな形でやれというのも、その地域がいろいろな形でいろんな格好でやっている中で、こういうやり方でやりなさいというのをここで強制するわけにはいかないと思うんですね。

そういう意味では余り、そこまでここに縛るようなことを書き込むというのはちょっと違うのかなと若干思います。そういう意味ではこの報告書、バランスがとれているのかなと、そういうふうに感じました。

○増田委員長

それでは吉田委員、お願いします。

○吉田委員

ありがとうございます。私からは25ページについて、1カ所だけ意味を確認するでちょっとということで発言させていただこうと思って手を挙げました。

この報告書というか案については、技術的な観点も非常に織り込まれていると思っています。その観点でちょっと気になったのが、25ページの13行目のところですが、「また、有望地を」というくだりがあります。要はその2行ぐらい前は、科学的な情報に基づいてprobably suitableということで立地の理解を求めていくと述べています。一方で、選定に関わる部分として技術的要件と社会的要件は、私は、この1ページ前にもありますが、やっぱりその「なぜここか」ということの技術的納得がいかないままに、技術的要件を飛び越して、例えば輸送リスクとか社会的要件に基づく要件を先行させる形にはすべきではないと思っています。それは、常々思っているということですが、その接続詞として「また」というのが、実はその並列しているような、あるいはひょっとすると社会的要件が技術的要件を飛び越してしまうかのような誤解を生じさせるのではと懸念します。私としては趣旨が違うというよりは、今までいろいろな国民の方もこれ、今日の国民からのコメントにも一番最後にありますけれど、従来と変わらない社会的経済的、そういう判断で進んでしまうんじゃないかというようなところに対しての意見を述べておきたいと思います。その部分については、注意しなければこれまでの議論に基づいた進展にはならないのではないかなというように思ったものですから、もう、その1点だけです。

以上です。お願いします。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、山崎委員、お願いします。

○山崎委員

私は感想ですけども、非常によくまとめられていて、これで良いのではないかと思います。一番気になったのは、信頼性をどう確保するかというところで、これは第三者評価という提案がされていて、この点はすばらしいなという気がします。けれども、ただ、これをどういうふうに具体的に進めるかというところは、これからの問題だろうと思います。その辺だけはちょっと

と指摘をしておきたいということで、感想だけでございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

一通り皆さん方からご意見をいただきました。今いただいたことについて、伊藤室長、事務局のほうから何かありますか。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

ご意見ありがとうございました。ほぼ皆さんおっしゃっていることは、私どもも同じ思いです。ただ、その記述の仕方や説明ぶりで丁寧さが欠けておりましたので、直せるところはできるだけ皆さんの意見を取り入れる形で修正させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○増田委員長

私も今お話を聞いていて、その基本的な事実関係ですとか、あと語句について、あるいはより丁寧にとということで直したほうが良いなというふうに思っているのが幾つかあるので、それは後で事務局と調整したいと思います。

それから、あと全体の趣旨として、全体の中でどこか別のところで書いてあるようなこと、全体のトーンで読み取れるようなものは、それで良いのではないかと考えています。それぞれのところにごとまで書き込むかというのは、全体として「はじめに」から「おわりに」までの中でどこかでそういう趣旨で触れているとすれば、それはそれで読み取れるというふうに思いますが、もう一度全体通して吟味をしておきたいと思っています。

また、特に「はじめに」と「おわりに」について、「おわりに」のほうのトーンは大分いろんな気持ちが込められているような感じになっていますけれども、やはり政府のほうにここで決めたことをぜひ反映してもらいたいという思いがそのあたりに出ております。そのあたりは多少、全体のトーンというかテイストの問題は皆さん方の考えを全部取り込めるかどうかわからないんですけども、この場での今のお話も含めてもう一度、少し頭冷やして考えたほうが良いかなと思います。

「敬意」と「感謝」のところは、この文言は直接私書いていないけれども、多分「感謝」よりは「敬意」を重たく捉えて、それで使っているんだと思います。ですから、気持ちとしては多分同じ方向を向いていることだと思うんですが、少し裸で「敬意を」と言ったときに、逆に何かそういう敬意を払えということが必要以上に立地地域が望んでいるみたいに捉えてもいけないので、少しそこは注意が必要かなと思うんですが、多分気持ちは同じ方向で書いているんだろうというふうに思います。

そういった事実関係ですとか、語句の修正などについては、引き続きできるだけ取り入れていくという方向で考えていきたいと思っておりますが、全部というわけにはいかないのと、きょうも新たなことを何かつけ加えたというより、今までのいただいた意見をできるだけまとめるような形で中間的な取りまとめにしているのです、むしろ国民の皆さん方の意見をいただくほうに、次の段階に進んでいきたいと思っております。早速事務局のほうで案の修正案をつくってもらって、それで皆さん方と、ご意見をおっしゃった方と個別に調整をいたしますけれども、そのあたりについての調整ぶりは私のほうに任せていただいて、全体としてパブリックコメントの案ということをもとめて、それで来週のしかるべき時期からパブリックコメントにかけたいと。その上でもう一度この会合を開催をして、最終的に皆さん方の意見を調整するような形に持っていきたいというふうに思っております。

大体、めどとしてパブコメは今1カ月を設定しておりますので、4月の末の連休前にもう一度会合を開いて、そしてとりまとめるという形にさせていただきたいというふうに思っておりますが、今言ったような段取りでよろしゅうございますか。

それでは、皆さん方からご了解をいただきましたので、一度、きょうは金曜日なので来週になるかと思っておりますけれども、個別にもう一度調整をさせていただいた上で、来週に早速パブコメのほうにかけると、そういうふうにさせていただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

最後に、次の本ワーキンググループ、今、私申し上げましたようにまたもう一度お集まりいただくということになると思っておりますが、その関係と、それから並行して開催をされております地層処分技術のワーキングについて事務局からお願いします。

○伊藤放射性廃棄物等対策室長

今回のこのワーキンググループの開催は委員長からお話しさせていただいたとおり、来週から皆様と個別に調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

流れとしましては、本日頂戴したご意見を個別に各委員と調整させて頂いた上で、パブリックコメントをはじめさせて頂き、そして、その結果を踏まえて次回WGを開催するというごことをお願い致します。

なお、地層処分技術ワーキンググループは先月24日に第6回を行っております。長期安定性に影響を与える天然現象について最新の知見を踏まえて整理を行っておりまして、あと個別の表現ぶり等について調整を図り、今後取りまとめに向けて、来週20日にもう一度お集まりいただく状況であります。

以上でございます。

○増田委員長

そういうことで、よろしく願いいたします。

それでは、きょう予定をしておりました議事は以上でございます。これをもちまして第10回の放射性廃棄物ワーキングを閉会をしたいと思います。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

—了—